

ドイツ社会学成立史論序説：学会設立とマックス・ヴェーバー

米沢, 和彦

<https://doi.org/10.15017/2328653>

出版情報：哲學年報. 36, pp.101-123, 1977-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

ドイツ社会学会成立史論序説

—学会設立とマックス・ヴェーバー—

米 沢 和 彦

一九〇九年の「ドイツ社会学会」の設立にさいして、マックス・ヴェーバーがきわめて重要な役割を果たしたこと、また、第三回大会（一九一〇年）の冒頭「事業報告」を行い学会の基本方針を明示したこと、さらに、こういう労苦にもかかわらず、一九二二年の第二回大会の席上辞意を表明し学会から身をひいたこと、これらのことは今日われわれには周知の事実となっている。⁽¹⁾しかしながら、「社会学会」の設立をめぐるヴェーバーについての本格的な研究はいまのところわが国ではなされていない。⁽²⁾たとえば、ヴェーバーをしてあれほどまでに学会設立へと向かわしめた内面的動機は何であったのか、またヴェーバーの挫折なるもの原因は一体何であったのか、さらにはこういう一連の出来事とヴェーバー社会学はどこでどうふれあい、どう影響しあっているのか、——これらのことはわれわれにとつて未知のことであるといつてよい。それゆえ、本稿の課題は、こんにちなお未開拓の「ドイツ社会学会」の設立事情を明らかにすること、さらに、学会とヴェーバーの關係の解明を通じて、「ヴェーバー社会学」再考察のための糸口をさぐることに、このふたつである。

(1) Vgl. Marianne Weber, Max Weber. Ein Lebensbild, Tübingen 1926, S.427ff., 大久保和郎訳、三三二—三三四ページ。

(2) 「社会学会」の設立を正面からではなく、「社会政策学会」との関連において論じたものに次のものがある。中村貞二『社会政策』から社会学へ、同氏著『マックス・ウェーバー研究』、三三七—三九〇ページ。

二

マリアンネ夫人の記すところによれば、「社会学会」の設立のためにウェーバーは、資金集め、共同研究の計画作成等に精魂をかたむけ、彼なしには学会の設立はとうてい不可能というありさまであったにもかかわらず、人びとの協力はなかなか得られず、彼の苦悩ははかりしれないものがあつた、という。彼とマリアンネの手紙は、この学会設立時の苦悩にふれている点で興味ぶかいものがある。彼はいう——

「今日、私はようやく社会学会のために欠かせぬ人びとのうち、やっと幾人かを集めることができた。しかし前へ進むことはできないだろう。これは全く絶望的だ。誰も時間と仕事と個人的関心を犠牲にしようとはしない。実行することは全然ないのだ！」

これに対し妻はこう書き送っている。⁽³⁾

「実際のところ、私の願いはただひとつです。あなたを消耗させてしまうような社会学会など、悪魔にさらわれてしまふがいい。なぜなら、社会学会は儀礼的な会議のほかは、空転しかしない機械のまままで終つてしまふでしょうから——こういう思いにつきてしまいます。」

さしあたりわれわれは、ウェーバーをして学会設立へと向かわしめた内面的動機の解明を意図しつつ、このウェーバーの苦悩の軌跡を辿ることから始めよう。

(1) Marianne, a.a.O., S.425. 大久保訳、三二〇—三二二ページ。

(2) Ibid., S.426. 大久保訳、三二二—三二二ページ。

(c) Ibid., S.426f. 大久保訳、三二一ページ。

社会学会の設立まで、ヴェーバーの活躍の舞台が「社会政策学会」であったこと、さらに一九〇五年以降、シュモラーを中心とする社会政策学会主流との間で、いわゆる「価値判断論争」が行われたことは、ここであえてくり返すまでもあるまい。この価値判断論争は、一九〇九年九月のウィーン大会においてそのクライマックスに達するが、この論争の過程のなかでヴェーバーは、この社会政策学会とは別の、純粹に学問的な討論を行うことのできる学会の設立を希求し、ジンメルやゾンバルトらと語り合⁽²⁾い、その設立準備を着々と進めていた。そして一九〇九年一月三日、ベルリンで社会学会設立のための準備委員会を開き、その第一歩を踏み出した。さらにその準備委員会を基礎として、同年三月七日ベルリンのエスプラナーデ・ホテルで設立総会を開催し、とにもかくにもようやく「ドイツ社会学会」(Deutsche Gesellschaft für Soziologie)の設立にまでこぎつけたのである⁽³⁾。その総会の案内状には三九名の学者が署名し、理事も次のように選出された⁽⁴⁾。

(一) 議長団 F・テンニース教授

G・ジンメル教授

H・ヘルクナー教授(のちにゾンバルト教授と交代)

(二) 書記 H・ベック博士

(三) 陪審員 A・プレエツ博士

P・シュタイン教授

A・フィーアカント私講師

(四) 会計 M・ヴェーバー教授

しかしながら、こうして一応の成立をみたとはいえ、これですべてが終ったのではない。いなむしろ、本当の苦悩

はこれから始まるといつてよかつた。なぜなら、学会はたんなる形式上の設立にすぎず、その組織も研究対象もまったく未定で、そのすべてがヴェーバーの双肩にかかつてきたからである。そこで彼は、関係者に勧誘状を送付し、會員集め、資金集め、学会の基本原則の決定（定款作成）、共同研究の準備等を具体的に進めねばならなかつた。一九〇九年六月付の「勧誘状」(Werbungsschreiben) は、この間の事情をよく物語っている。この勧誘状は、学会の正式の「案内状」(Einladungsschreiben)と同封して、ヴェーバーが個人的に送付したものと想われるが、そこには、学会の基本原則ならびに共同研究にかんするヴェーバー自身の考えが、忌憚なく吐露されており、学会設立に対するヴェーバーの意気込みと問題意識を、われわれは鮮明に読みとることができるのである(付録の翻訳を参照のこと)。

この勧誘状は要約すれば次のごとくであつた。

一、学会の基本原則。実践的目標のための宣伝の排除、いわゆる「価値自由」な討論の保証。

二、学会の科学的目標の追求、これを社会学会大会と出版物(議事録)を通じて行うこと。

三、共同研究のテーマ

(一) 新聞

(二) 団体

(三) 技術的發展と文化との関連の問題

(四) 組織労働による肉体的・精神的頹廢の問題

そしてこれらの研究のための資金および指導者の獲得の問題。

四、研究に対する援助、および講演や公開講座の件。

五、学会組織としての地区部会オムクルーグの問題。この地区部会の形成は学会の中央集権化防止のためにも有効であること。

以上の五点であつた。かくてこの勧誘状に簡潔に述べられている内容が、さらに吟味、拡大されて第一回大会にお

ける「事業報告」となって舞台の正面へとおどり出ることとなるのである。

- (1) この大会にはヴェーバー兄弟はもちろんのこと、講壇社会主義の老大家ヴァーグナーをはじめ、シュモラー、ブレンターノ、ヘルクナー、ゾンバルト等の著名な学者が一同に会し、一九〇九年九月二七日、その歴史的討論の幕はききつて落されたなかでもその中心となったのは「国民経済的生産性の本質とその測定の可能性」というテーマをめぐる討論で、フィリポヴィッチの報告ののち、ヘルクナー、クナップ、ゾンバルト、リーフマン、マックス・ヴェーバー等が登場して、激しい議論をたたかわせた。ここでヴェーバーが執拗に主張したのは、いうまでもなく「価値自由」の問題であった(vgl. *Schriften des Vereins für Sozialpolitik*, Bd. 132, S. 358. 大河内一男『独逸社会政策思想史』下、昭和四四年、八四一―八七ページ参照)。
- (2) Marianne, a. a. O., S. 425. 大久保訳、三二〇ページ。
 以下同。この頃(一九〇九年)ヴェーバーは、ジンメルを媒介として「社会学」についての考察を試みているが、中途半端のまま終っている。ただ、この小論は、ヴェーバーがジンメル社会学について直接述べたものとしては唯一のものと思われる。原典はミューレンのマックス・ヴェーバー研究所に所蔵されているようであるが、今回はレヴィンの英訳しか参照できなかった(Max Weber, Georg Simmel as Sociologist. Tr. and Introduction by Donald N. Levine, in: *Social Research*, Vol. 39, 1/1972, p. 155-163)。
- (3) F. Tonnies, *Soziologische Studien und Kritik*, 1926, S. 150.
- (4) *Verhandlungen des Ersten Deutschen Soziologentages*, Bd. 1, S. V.
 なお、当時ドイツでは、大学問題、いわゆるアルトホフ体制に関する議論が行われており、ヴェーバーの「社会学会」設立をめぐる一連の動きをみる場合もこの社会的背景が考慮されねばならないが、ここでは、ヴェーバー自身の動きに焦点を合わせて行きたい。
- (5) *Ibid.*, S. IX.
- (6) これまでこの「勧誘状」については、その内容はもちろんのこと、その存在すらわれわれには未知のことであった。ところがこの貴重な文献はブレンターノ文書の中に秘蔵されていた。この貴重な文献の写しを持ち帰られた東京経済大学教授中村貞二先生のご厚意により、今回読む機会に恵まれた。記してふかい感謝の意を表する次第である。
- (7) このブレンターノ宛の勧誘状にはヴェーバーの自筆による書き込みがあり、ブレンターノに社会学会への参加を強くよびかけている。

三

このような一年余の準備期間を経た一九一〇年秋、いよいよドイツ社会学会第一回大会は、四日間（一〇月一九—二二日）にわたってフランクフルト・アム・マインにおいて盛大に開催された。

第二日目、会長テンニースの開会の辞のあと、ヴェーバー⁽¹⁾は「事業報告」という形で講演を行い、学会のこれから
の展望と研究計画について述べたのであるが、それは無味乾燥なたんなる「事業報告」の域を越えた、格調高い「学術講演」ともいふべきものであった。なぜなら、そこには「勧誘状」以来、一年有余にわたってあため続けてきた彼の問題意識があのまれにみる該博な知識を縦横に駆使して、いきいきと語られているからである。それゆえ、ヴェーバーの学会設立への内面的動機を追求するわれわれは、前述の勧誘状の内容を念頭におきつつ、以下この「事業報告」の具体的な内容を叙述するなかで、さらにヴェーバーに内在することにしたい。

(1) Verhandlungen, Bd. I, S. 17-38. 第一日目は前夜祭で、本格的な討論は二日目から行われた。

(2) Ibid., S. 39-62 (米沢和彦訳「ドイツ社会学会第一回大会（一九一〇年）における『事業報告』」、『九大社会学研究年報』第三号、一五一—四六ページ。中村貞二訳「ドイツ社会学会の立場と課題」、『未来』第六三・六四・六五号）。

なお、この第一回大会の報告者は次の如くであった。

- 1、ゾンバルト「技術と文化」
- 2、ブレエツ「人種と社会の概念」
- 3、トレルチ「ストア的キリスト教的自然法」
- 4、フォイクト「経済と法律」
- 5、カントロヴィツ「法律学と社会学」

ヴェーバーのこの演説は、われわれの興味をひきつける次のような言葉で始まっている⁽¹⁾。

『社会学』という概念の内容がはっきり定まっていなとき、わが国では人気のないこの「社会学という」名

称を冠する学会が、みずからの将来の展望を、現行の組織と当面の課題との具体的な提示によって、できるかぎり明らかにすることは、まことに意義あることだと考えます。」

このように、ドイツではまだ、「社会学」がひとつの個別科学としての市民権を獲得していないことを、ヴェーバーはまず最初にするどく指摘する。では、「社会学」とは何か、「社会学会」はどうあるべきか、——こうしてその演説の口火を切ったのである。

この演説のなかで、ヴェーバーが学会の第一原則としてなによりも強調しているのは、勧誘状にも明記してあったように、学会のあるべき姿、すなわち学会で取り扱われるすべての問題の、純粋に学問的な、「価値判断から自由」な処理ということであった。「当学会は」とヴェーバーはいう——

「学会内部における実践的、理念的の宣伝は、いかなるものであれ、原則的かつ決定的にこれを拒否します。この学会が『非党派的』であるのは、つぎの意味においてではありません。すなわち、学会はいかなる要求にもこたえようとする、いかなる人でも理解しようとする、あるいは、いろいろな党派の見解や、政治的、社会政策的、倫理的、美的その他のなんらかの評価の間に思うがままの『中線』を引こうとする、そのような意味において『非党派的』というわけではありません。そうではなくて、学会はそのような態度決定とまったくなんの係わりもない。学会はあらゆる領域でまったくどの党派にもくみすることがない、こういう意味において『非党派的』なのです。」

それゆえ、ヴェーバーにしてみれば、学会が新聞にかんする調査研究をするにしても、この原則に従うかぎり、学会は、「新聞の現在の状態は好ましいものかどうか」ということは、問題となしえない。学会が学問の名においてなしているのは、ただ、「新聞はどのような状態にあるのか」、「なにゆえに現在のような状態になったのか、それはどういう歴史的・社会的原因によるものなのか」、これらのことをはっきりさせるだけのことである。つまり学問の名にお

いてなしうるのは、経験的事実の確認だけであり、それ以上のことをしてはならないのである。ここにわれわれは、勧誘状発送三カ月後の社会政策学会ウィーン大会であればど執拗に主張したにもかかわらず、学会主流から冷笑されたあの「価値判断と党派的宣伝とを学会から排除せよ」という要求が、ここでも具体的な形をとって述べられているのを見出すことができよう。

第三の原則として、「当学会はアカデミズムの性格を持ち込まない」、すなわち「学会というものはなんら名士の集まりではない」ことを明確にし、学会は一緒に研究したいと欲する者ならば誰でも——社会政策学会なら恐らく拒否するような民間人をも——喜んで会員として加入させることを言明したのである。⁽⁵⁾ こうして学会は、大学教授だけではなく、広く一般にもその門戸を解放するとともに、特定の専門領域だけでなく、幅広い領域にわたって討論可能な場となることを目指したのである。

そしてさらに、「学会はなわばり根性はとらない」ということ、したがって「いろいろな課題を学会だけの専有物にはしない」こと、また「学会自体においても学問研究の中央集権打破の原則にかたく忠誠を誓う」ことを、ヴェーバーは闡明したのである。⁽⁶⁾

以上のような学会の三つの基本原則を総括して、定款第一条は次のように規定されている。⁽⁷⁾

「会の目的は純科学的研究と調査を行うことにより、純科学的労作の発表と援助とにより、また定期に開催される学会大会により、社会学的認識を促進することにある。会はあらゆる科学的傾向と社会学の方法とを同様に歓迎するが、なんらかの実践的（倫理的、宗教的、美的）目的を代表するものはこれを拒絶する。」

ヴェーバーのが主導権のもとに出来あがったこの定款第一条と、前述の「勧誘状」およびそれに続く社会政策学会ウィーン大会の状況とを二重写ししてみると、ヴェーバーが社会学会に求めたもの、それは、広く一般にその門戸を解放し、幅広い問題領域にわたって、いかなる価値判断にも、いかなる党派的立場にもとらわれない、自由な討

論の場の保証と云うこと、これであった。⁽⁸⁾

- (1) Verhandlungen, Bd. I, S. 39.
- (2) 当時、「社会学」がいかにも不人気であったかは、テンニースの『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』の第二版が出版されるまで、二五年かかっていることから推測できよう（アロン著、秋元他訳『現代ドイツ社会学』、三七ページ参照）。また、このように「社会学」という概念もはっきり定まっておらず、「個別科学」としての市民権も獲得していなかったため、一人びとりの「社会学」の概念も、「社会学会」への期待も異なっていたのである。このことは、のちにふれるヴェーバーの「挫折」との照応の伏線として、とくに記憶されるべきである。
- (3) Verhandlungen, Bd. I, S. 40.
- (4) ヴェーバーは、勧誘状に記してあるとおり、学会の共同研究として「新聞」と「団体」に关する共同調査を提案したのであるが、このことについてはのちに詳しく述べることにしたい。
- (5) Verhandlungen, Bd. I, S. 41.
- (6) Ibid., S. 41.
- (7) Ibid., S. V. この定款にかんしてテンニースはいう。「マックス・ヴェーバーの強い影響のもとで、定款の最終草稿にもりこまれた〔学会の〕理論的方向づけがなされた」と（Tonies, a. a. O., S. 150）。
- (8) この点に关し、会長テンニースも開会の辞の中でこう述べている。「われわれ社会学者は、あるところのものについてのみ研究し、なんらかの見解ないし理由から、あるべきところのものについて研究することを欲しな……」（Verhandlungen, Bd. I, S. 23）。

こうして、冒頭で学会の基本原則を明示したヴェーバーは、学会の研究対象へとさらに歩を進める。では、あの「勧誘状」での提案が、いかなる形でいかなる拡がりをもって提示されたのか、以下、「事業報告」の内容を漸次ときほぐしつつ、その点の考察へと進みたい。

学会の研究対象にふれて彼はいう⁽⁹⁾——

「みなさん、学会が純粋に学問的に研究するのにふさわしいと思われる第一のテーマは新聞の社会学（Soziologie

des Zeitungswesens) 以下。」

ヴェーバーの考えによれば、新聞は、われわれ近代人の生活において非常に重要な位置を占めているとともに、多くの未解決の問題を含んでおり、社会学会が研究対象として取り上げるには、まことにふさわしいテーマであった。ヴェーバーは問いかける、「新聞のもつ公開性とは一体何なのか」、「新聞と政党との関係はどうなっているのか」、あるいは「新聞のトラスト化はどの程度進んでいるのか、そしてそれが新聞の編集方針にいかなる影響を与えているのか」、さらには「近代ジャーナリストの運命と境遇は一体いかなるものか」と。彼は、これらの問題を、ドイツの新聞とイギリス・アメリカおよびフランスの新聞と比較しつつ、学会員の前に提示し、「社会学会」は学会をあげてその共同調査に乗り出すべきである、と訴えたのである。⁽²⁾

そしてさらに、この新聞の共同調査の他にもうひとつ、「団体の社会学」(Sociologie des Vereinswesens) というテーマを提案した。というのも、近代人は、未だかつて予想されなかったほど数多くの団体——九柱戯のクラブをはじめとして、政党、宗教的・芸術的・文学的セクテにまでおよぶ、言葉の広い意味における団体——に、参加しているからである。アメリカにおける「セクテ」は言わずもがな、たとえば、ドイツの人口三万の小都市にさえ三〇〇の異なった団体、つまり一〇〇人の住民(戸数にして二戸)につきひとつの団体が存在している。では、そういう団体の現状や組織はどうなっているのか、これも素晴らしい社会学のテーマである、と。かくてヴェーバーが共同研究のために正式に提案したものは、「新聞」および「団体」のふたつであった。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

(1) Verhandlungen Bd.I, S.42.

(2) Ibid., S. 43ff.

(3) Ibid., S.52. "Verein, は "Anstalt, との関連で「結社」と訳すべきと思われるが、この「事業報告」の内容に即してみるかぎり、「結社」では充分に意をつくしがたいと思われるので、暫定的に「団体」と訳しておいた。しかしまた問題は残る。

(4) この「新聞」および「団体」の共同調査は、いかなれば社会学の実証研究の領域に属する。ウェーバーといえは、すぐに「宗教社会学」とか「社会科学方法論」とか、あるいは「経済と社会」を思いうかべるわれわれには、この実証研究はいささか意外の感にうたれる事柄かもしれない。しかしながら、彼は純粹理論だけでなく、実証研究（実態調査）にも関心をもっており、統計的処理の重要性も熟知していた。ホーニヒスハイムはウェーバーの思い出をこう語っている。「ウェーバーはあまりにも歴史的なものを強調しすぎたために、統計学を軽んじたときめつけるならば、それは非常なまちがいです。少なくとも三つの事例がそのことを証明しています。その第一は、フランクフルトで行われた第一回ドイツ社会学会での演説です。第二はウェーバーと精神病理学者グルーレとの会話です。その席にはもちろん私も加わっておりました。当時グルーレは売春婦の生活問題にたずさわっていたので、統計学の講義を聞くようにした方がよいかどうか、ウェーバーに尋ねたのです。ウェーバーはこう答えました。『僕自身、統計学の講義をしたことはない、しかし……。』私はそのあとの言葉を思い出すことはできませんが、彼が統計学について積極的の意見を述べたことだけは事実です」(Paul Honigshelm, Max Weber zum Gedächtnis, Hrsg. R. König u. J. Winckelmann, 1963, S. 226f.)。

実際、ラザースフェルドとオーバーシュアルも指摘しているように、ウェーバーは六回ほど自分自身で調査したり、調査に関係したりしている (cf. F. Lazanfeld and A.R. Oberschall, Max Weber and Empirical Social Research, in: ASR, April 1965, p. 185-199)。ウェーバーが実証研究にも精通していたという事実は、彼の全体像を描くうえでも、本稿の課題である社会学会での『報告』の内容を分析するうえでも考慮しなければならぬ点である。それゆえ、以下「註」としてはいささか長くなりすぎるくらいはあるが、この六回の調査について、ラザースフェルドの助けをかりながら、ごく簡単に述べ、ウェーバーの実証研究の詳細な分析は後日にゆずりたい。

(一) 「農業労働者の調査」(一八九〇—一九一年)

これは社会政策学会が行った全ドイツの農業労働者の実態調査であり、ウェーバーは共同研究者のひとりとしてこれに加わった。この調査は、調査票を地主に送付し、その回答を返送してもらい、これを整理するという方法によって行われた。三千人以上の地主に送付し、その回収率は七〇%であった。ウェーバーは東エルベ地方を担当し、『東エルベ地方の農業労働者の状態』という八九〇ページにもおよぶ報告書を著わす一方、九三年三月の社会政策学会ベルリン大会で「農業労働制度」という演題のもと、この報告書の概要を発表した。そしてこの調査の結果に基づき、「東エルベ地方へのポーランド人の移民はドイツ国家の危機である」という警告を発したのである。

(二) 『福音社会会議』の依頼による農業労働者の調査」(一八九三年)

「福音社会会議」は、伝道をより成功させるために低所得者層の生活状況を知る必要にせまられ、調査をウェーバーに依頼した。この調査で彼は、地主だけでなく牧師にも調査票を送付し、農業労働者の経済状態のみでなく、精神的・道義的な面にも考慮をはらっている。

(三) 「閉鎖的大工業労働者の適応と淘汰（職業選択と職業運命）に関する方法的序論」（一九〇八年）

これは、社会政策学会が大工業労働者の適応と淘汰を調査したさい、その方法的論を提示したものである。この中でウェーバーは、大工業が労働者の生活様式や人間形成にいかなる影響を与えるかという面だけでなく、それと逆の、つまり大工業の発展の可能性と方向とが労働者の質によっていかに規定されるか、という点の研究調査も必要であることを強調した。

(四) 「工業労働の精神物理学のために」（一九〇八年）

これは、彼がウェストファールの亜麻織物工業の労働者の調査をしたときの報告書である。この調査では、クレベリンの研究成果を利用して、疲労・回復の時間的測定や、訓練の作業時間におよぼす影響、あるいは男女の作業量の相違等の測定を実施している。

(五) 「社会心理学的調査とその取り扱いの方法論のために」（一九〇九年）

これは、A・レーベンシュタインが一九〇七—一九〇八年にかけて、炭鉱夫・鉄工労働者・紡績労働者、計八〇〇人を対象に行った調査に対する助言である。この調査に対する技術的な助言のなかで、ウェーバーは、調査対象者の現在の状況だけではなく、出生地、父の職業歴等を質問項目の中に入れることを忠告している。

(六) 「社会学会における新聞・団体の共同調査の提案」

(5) 「勧誘状」で述べられた「技術的發展と文化」については、第一回大会でゾンバルトが「技術と文化」というテーマで報告を行っている。なお、残るもうひとつの「組織労働による肉体的・精神的頹廢」の問題は、社会学会ではついに陽の目をみることはなかったが、このテーマは、前記の社会政策学会での工業労働者調査と不可分の関係にあったとみることができよう。

しかしながら、ウェーバーが、この「新聞」と「団体」のふたつを研究対象として設定した理由は、たんにその表面上の現象にあったのではないこと、これは言うまでもあるまい。結論を先取りしていえば、ウェーバーの究極の間

題意識は、このような現象が近代人の人間形成にいかなる影響をおよぼしているのか、ということであった。それゆえ新聞についていえば、「新聞は近代人にその特徴を刻みつけるといふ点でいかなる寄与をなしたのか、また近代人の読書習慣にどんな影響を与えたのか」、あるいは「超個人的な文化財は新聞によってどのように影響されその何が変るのか、また大衆の信念や希望の何が否定され何が新しく作られるのか」、これらのことがヴェーバーにとって究極の問題であった。⁽¹⁾

この点、九柱戯のクラブから政党や宗教上のセクテにまでおよぶ「団体」についても同じである。したがって団体について考察するばあい、最も肝要な点は、「ある特定の団体に所屬していることが、人の精神面や人格そのものにとどのような影響を与えるのか」、つまり「団体のさまざまな活動が人間の全体的習性に与える影響は何か」、この点である。近代社会においては、アメリカの「セクテ」のような顕著な例は別にしても、団体活動が人間に与える影響は、はかり知れないほど大きなものであり、しかもそれは、人が想像さえしないようなところまで及んでいるのである。⁽²⁾「たとえば、とヴェーバーはいう——⁽³⁾

「ドイツにおける合唱団の盛況は、私の考えでは、思いもよらない領域、たとえば政治の領域にまで、いちじるしい作用をおよぼすものです。強烈な気分を胸の中から咽頭を通して——行為と結びつけることなく、だからしてこの強力な感情に適合的な反応をば、合唱団芸術の本質として、おなじ強力な行為のかたちに現わすことなく——外へ溢れ出させるのが日常のこととなっている人間は、端的にいうと、いとも簡単に、言葉の消極的な意味で『よき公民』となる人間なのです。君主がこの種の事業に異常な熱意を示すのも、けっして不思議ではありません。』歌がさかんな国には、安んじて腰をおろせ。そこには偉大な強烈な熱情と強力な行為がないのです。」

このように、ヴェーバーにしてみれば、「新聞」なり「団体」なりが、われわれ近代人に与えた影響の研究、つまり、政治的・政策的問題ではなく、純粹に理論的な問題こそが社会学固有のテーマであり、学会が手がけるにふさわ

しいものであった。とするならば、ヴェーバーをして「社会学会」の設立へと向かわしめた内面的動機、それは、既存の社会政策学会とは異なるテーマを、異なる方法で（「価値自由」に）討論しうる学会の設立、まさにこの点にあったのである。⁽⁴⁾

(1) Verhandlungen, Bd. I, S. 51.

(2) ヴェーバーは、アメリカ旅行において「セクテ」を目のあたりにし、それがもたらす種々さまざまな効果に強く心をひかれたのであるが、団体生活の有する強い影響力については、彼自身、青年時代に体験していた。その体験をこう述べている。「学生組合と下士官時代の団体生活は、当時疑いもなく、私に強く影響し、少年時代に著しかった内的な臆病さや自信のなさを、取りのぞいてくれました(Marianne, a. a. O., S. 80. 大久保訳、五七ページ)。

(3) Verhandlungen Bd. I, S. 57.

(4) 時を同じくしてヴェーバーは、「社会政策学会」の革新をも企てる。いわゆる「討議会」の結成である（この「討議会」については、中村貞二、前掲『マックス・ヴェーバー研究』、三三七—三九七ページがなによりも参照されねばならない）。これは、社会政策学会における「価値判断論争」の過程の中で、シュモラーを主流とする社会政策学会では、もはや党派的立場にとられない自由な討論は望むべくもないことが明らかになると、ブレンターノ、ナウマン等に働きかけ、その結成を図ったものであるが、ブレンターノが意見の相違を理由に、この「討議会」への参加を断ったため、結局、腰くだけに終る。が、この「社会政策学会の革新」と「社会学会の設立」は、ヴェーバーにおいては、相互補完的な一連の動きであったことを、われわれはとくに留意せねばならない。

四

こうして、「社会学会」の設立というヴェーバーの悲願は成就するかにみえた。しかしテンニースの指摘することく「ヴェーバーの関心をそいだ外的理由」⁽¹⁾のために、ヴェーバーが計画した「新聞」の調査研究は失敗に終り、⁽²⁾それとともにヴェーバー自身も、社会学会の指導的地位から身をひく結果となってしまうのである。では、ヴェーバーを挫折へと追いこんだ「外的理由」とは一体何であったのか、それを次に語ろう。

(1) Tonnies, a.a. O., S.153.

(2) 「団体」についての共同研究も、ついに具体化されるまでには至らなかった (vgl. ibid., S.153)。

ヴェーバーが提案した「新聞」の共同調査は、他の会員の積極的な協力を得ることができず、結局、ヴェーバーひとりにまかされた形となった。彼は、この共同調査の遂行のために必死の努力を続け、一九二〇年二月には、その準備委員会の結成にまでこぎつけた。そして多くの理論家や新聞実業家の協力を取りつける一方、「ドイツ新聞協会」(Verein deutscher Zeitungsverleger) と「帝国新聞協会」(Reichsverband der Presse) の委員会への参加を得ることに成功したのである。⁽¹⁾

こうして、この調査研究がどうやら順調な歩みをはじめた一九一一年初頭、ヴェーバーと新聞社との関係を陰悪にし、この研究をストップさせる事件が生じたのである。それは、ドイツ社会学会と同じ頃、婦人運動の高揚をめざして「ドイツ婦人団体連合」(Bund deutscher Frauenvereine) がハイデルベルヒで大会を開催したときのことである。もちろん、マリアンネ夫人もその代表者の一人であったが、ある若い大学講師がこれらの婦人たちを中傷した論文を発表したのである。いわく「このような」婦人運動は、もっぱら未婚者、未亡人、ユダヤ人の女、不妊症の女といったような母親になれなかった、もしくは母親の義務を果そうとしなかった女たちによって成り立っている」と。そしてヴェーバー夫妻には子供がなかったため、その一番鋭い鋒先はマリアンネに向けられた。この中傷に対しヴェーバーは灼熱的な憤怒にとらわれその取消しを要求したが、その男は応じようとはしなかった。そしてさらに、いくつかの新聞が「アルト・ハイデルベルヒ、美しの君よ」という見出しで、この間の経過について悪質なゴシップ記事を載せたため、ヴェーバーはこの記事の訂正を新聞に要求した。しかし、新聞社は編集上の秘密を理由にこれを拒絶し、両者の関係は険悪なものとなった。この両者の対立はとうとう、「名誉毀損」をめぐる裁判所に持ち込まれ、「新聞」の共同調査は不可能となってしまったのである。

(1) Verhandlungen, Bd. II, S. 176.

(2) この事件の経過はマリアンネ夫人の伝記に詳しい (Marianne, a. a. O., S. 435ff. 大久保訳、三二七—三二九ページ)。

このような事件が起ったあと開催された第二回社会学会大会の二日目 (一九二二年一〇月二一日)、会計報告にたつたヴェーバーは、簡単な報告を済ませたのち、新聞の共同調査の遂行が妨げられたのは自分の個人的責任であると(1)して、学会の指導的地位を辞任する旨を述べたのである。ともあれ、ことの因果をヴェーバー自身の口から聞こう(1)。「新聞調査の企画は」すべて順調でした。しかし一九二一年初頭、私はある紛争に巻きこまれました。それは、成行き上必然的に新聞訴訟、さらにはこれと関連してある男を相手どつての裁判ザタにまで発展したのです。新聞訴訟のさいの中心問題は、筋の通ったジャーナリストなら決して漏らすことのない編集上の秘密に抗して、匿名の「私に対する」攻撃の出所を探知することでした。とうとう最後にはこれを突き止めることができました。しかしすべての事務手続は一年半以上にもわたって長びき、やっとほんの数日前、訴訟上の仮締結をみたのです。この行きがかり上、万やむをえず編集の秘密をあばいたことが、ドイツ新聞の目に、私への憎しみを抱かせ、そのことがこの企画には不可欠の新聞実業家の協力をきわめて困難にしたことは明らかです。私は、私の責務、すなわちハイデルベルヒ科学アカデミー、フランクフルトの福祉研究所、あるいは個人々々から寄付された多大の資金——全部で二万マルク——を、私に纏わりついている危険にさらすことはできませんでした。それで私は、新聞訴訟が不可避であることが明らかになった後、ただちにこの企画のための活動とその他の広範囲にわたる全ての通信事務を絶つたのです。しかし当初、私の代りとなる人がいませんでした。また、私自身も「訴訟上の」事務手続が完全に片づいてしまわないかぎり、今なお自制せざるをえないでしょう。かくて、まことに残念ながらすべての活動は一時停滞しています。私としては、それが長期にわたらないことを期待するしかありません……。こうしたことから、もしいま存在している純個人的な困難が取り除かれますならば——それが、私の代りに誰か

指導を引き受けることであれ、私が個人的に新聞に不信感を抱くこととなった私の臆測が根も葉もないことが明らかになることであれ——、われわれの計画したこの企画の先ゆきは明るい、と思われます。いずれにしても私は、もし学会が望み、そのことが目的にかなない、かつ可能なことが証明されれば、再び「新聞調査の企画」に取り組むこともあるでしょう。が、とにかく私は、これ以上学会の会計の地位に留まっていることはできません。」こうしてヴェーバーは、あれほど学会の設立に情熱を傾けたにもかかわらず、その学会の会計の役職を辞任するとともに、学会の第一線からその姿を消したのである。

(一) Verhandlungen, Bd. II, S.76ff. 不思議なことに、第二回大会でのこの会計報告の部分だけは Sp. に転載されていない（他の発言はすべて収録されている）。また、マリアンネ夫人は、ヴェーバーが社会学会の第一線から身をひく直接の原因が、この新聞訴訟事件であったことには、まったくふれていない。

ところでマリアンネ夫人は、この新聞訴訟事件は妻の受けた不当な中傷に対する正義感あふれたヴェーバーの騎士的態度のあらわれであった、と明記しその視点のみから取りあげている（Vgl. Marianne, a. a. O., S.436. 大久保訳三二七ページ参照）。たしかに、ヴェーバーのとった行為は騎士的態度のあらわれであったことは、そのとおりであろう。だがヴェーバー夫妻の結婚生活はちょうどこの頃、異常な精神的緊張をはらんでいたことも事実である。最近明らかになったエルゼ・ヤッフエとの関係である。ミッツマンはいう。「ヴェーバーはエルゼに対して自分の妻の友人として交際することもできたし、同僚の妻としてつき合うこともできたが、一九〇九年までは教授对学生といういささか窮屈な枠組から決して逸脱しなかつた……一九一〇年、ヴェーバー夫妻はヤッフエ夫妻とイタリアへの小旅行を試みた。トリエステとヴェニスの間に来たとき、マリアンネはある婦人団体に講演するためドイツに帰らなければならなかった。マックスはヤッフエ夫妻と旅行をつけ、そこで初めてエルゼに対して教授としてのマナーをすてた。」また、続く一九一一年に『X』と呼ぼうと思う若い婦人とのヴェーバーの関係がはじまった」と（cf. Mitzman, The Iron Cage, p.285-287. 安藤訳、二五八—二六二ページ参照）。訴訟にまで発展した新聞の「ミッシェ」記事は、おそらくこのへんの事情を暴露したものであるが、ヴェーバーの女性関係をめぐるこれ以上の推論は本稿の枠外にある。

(2) 「新聞」にかんしては、一九三〇年ベルリンでの第七回ドイツ社会学会大会において、「新聞と世論」というテーマで討論が行われている（Vgl. Verhandlungen, Bd. VII, S.9-80）。

五

これまでの叙述において、ヴェーバー自身に内在しながら、彼をして学会設立へと向かわしめた内面的動機を追求し、転じて、不幸にも生起したヴェーバーの“挫折”なるものの原因を解明してきた。いわく、新聞訴訟事件という全く思いがけないヴェーバー自身の個人的事情が原因であった、と。なるほど、前述の如く、このことがヴェーバーが社会学会の第一線から身をひく直接の原因であったことは、ほぼ間違いない。しかしながら、学会の必要性を痛感し、あれほどまでに学会の設立に情熱を傾けたヴェーバーの姿を、少なくとも偏見なしに擬視するならば、いささか疑問の生じることもまた当然ではあるまいか。すなわち、われわれのいさか疑問とは、新聞訴訟事件が直接のキッカケであったにしろ、その背後で、ヴェーバーを挫折させ、絶望へと追い込んだ何かがあったのではあるまいか、もしあったとすればそれは一体何であったのか、これである。われわれは、これまでの分析の上になつてこの問題に論及し、本稿のむすびにかえたいと思う。

さて、われわれは問題追求の導きの糸として、いま一度、第一回大会での「事業報告」の冒頭を思い起してみよう。それは次のようなヴェーバーの鋭い指摘であった。いわく、「社会学」はまだなじみがうすく不人気であるとともに、その概念も未確立である」と。たしかにヴェーバーの指摘するとおり、当時、「社会学」はまだはっきりした概念が定まっておらず、そのため「社会学」は、ある者にとっては「歴史哲学」であり、また他のある者にとっては「ある種の自然科学」、あるいは「歴史＝心理学的研究」等であった。¹⁾したがって「学会」は、考え方も専門領域も、あまりにも異なる人びとをひとかかえにしておかざるをえなかった。さらにそのうえ、こういう「概念」の相違だけでなく、会員ひとりびとりの「学会」に対する期待や態度も、非常にまちまちであった。たとえば、ある者にとって「学

会」はたんなる「祭典」であり、二年に一度の「歓談の場所」にすぎなかった。これは、「学会は真剣な討論の場である」とするヴェーバーにしてみれば、とても我慢できるものではなく、たびたび立腹を味わったのである。このように、会員ひとりひとりの考え方や意見の相違はあまりにも大きく、「学会」の完全な統一はきわめて困難であった。ここにも、ヴェーバーの心に亀裂を生じさせるひとつの原因があったのである。⁽²⁾

(1) 一九六四年の「記念シンポジウム」において、討論者の一人となった老ウィーゼは、「ヴェーバーが活躍していた五〇年前とは学会の精神的雰囲気著しく変わった」ことを指摘し、五〇年前の思い出を回顧録風に語っている。この中でも会員ひとりひとりの「社会学」の概念が違っていたことに言及している（Max Weber und die Soziologie heute, S. 68. 出口監訳、一〇七ページ）。

(2) テンニースも「意見の相違 (Meinungsverschiedenheit) がひとつの原因であった」ことを指摘している (Vgl. Tonnes, a. a. O., S. 151)。

そしてこのような意見の相違のほかに、ヴェーバーがあれほど執拗に主張した「価値自由」な討論の要求——いかなる価値判断にも、いかなる党派的立場にもとらわれない自由な討論の要求——も、なかなか実行されなかった。とくに、第二回大会でのオッペンハイマーやミヘルスの報告のさいには、ヴェーバーの期待は完全に裏切られ、彼は絶望のどん底につき落されたのである。ヴェーバーは怒りをこめていう——⁽³⁾

「私がこの学会の設立に熱心に参加した公然の理由は、価値判断から自由な学問的仕事と討論の場を、ここに見い出せるものと期待したからにほかならない。……[だが]一九二一年のベルリン大会においては、ただ一人の例外をのぞいて、すべての公式報告者は「学会のこの」基本原則にそむいた。このことは、この原則が実行されないことの証拠として、たえず私につきつけられることになる。理事会が、このような規約違反がくりかえされることはないという保証を与えないばあい、私がいかに振舞うかについては、当時私はベルリンではっきり申しあげておいたはずだ。」

この引用文が端的に示しているように、「価値自由」な討論が実行されないことへの怒りはあまりにも大きく、決定的であった。また、学会におけるアカデミズムの性格排除の原則も、中央集権打破の原則も守られることはなかった。たとえば、ヴェーバーが「勧誘状」のなかで提案した中央集権防止のための「地区部会」も、ついに学会の定款に盛りこまれることすらなかったのである。

以上のように、われわれが論及してきたヴェーバーの「挫折」なるもの、それはいくつかの要因が相互に重なり合い、しかもそれらがヴェーバーの内面で複雑に作用しあって生じたものであった。なかならずくその中でも、「価値自由」をはじめとする学会の基本原則の要求がかえりみられないことへの絶望、これこそ、「学会」への情熱をなくさせ「挫折」をひき起した大きな要因であった、とみる事ができるのである。こうして彼は、「学会」の指導的地位からその姿を消すとともに、一九二〇年六月一四日つぐみ啼く夕刻ミュンヘンで静かに息をひきとるまで、二度とふたたび、「学会」の第一線にその雄姿を見せることはなかったのである。⁽³⁾

(1) 老ウィーゼも先に述べた話の中で、「オッペンハイマーやミヘルスの報告のさい、ヴェーバーの要求にもかかわらず、主観的価値判断の混入が行われた」ことに言及している(Gr. Max Weber und die Soziologie heute, S. 69. 出口監訳、一〇九ページ参照)。

なお、第二回大会の報告者は次の如くであった。

- 1、バース 「国民性の社会学的意味」
- 2、シュミット 「国民性の権利」
- 3、ハルトマン 「政治的要素としての国家」
- 4、オッペンハイマー 「人種論的歴史哲学」
- 5、ミヘルス 「祖国思想の歴史的發展」

(2) Marianne, a. a. O., S. 429f. 大久保訳、三三三—三三四ページ。

(3) ヴェーバーが脱会届まで出したかどうかは定かでない。第一次世界大戦で学会が開催できないという特別の事情があった

にもせよ、とにかくマリアンネの伝記にも一九二二年以降「社会学会」に関する叙述は全くみられない。

以上われわれは、「社会学会」の設立をめぐるさまざまの出来事を、マックス・ヴェーバーを中心に据えつつ、紹介し叙述してきた。そして、ただひとり学会設立に情熱を燃やし、ただひとり苦闘し、ただひとり絶望していった、あえて極言すれば、あまりにも「社会学会」に期待を懐きすぎて挫折していったひとりの男の姿を描き出したかもしれない。

しかしながら、この「挫折」はヴェーバーにとってたんなる「挫折」ではなかった。なぜなら、これら一連の苦闘の中で自分なりの「社会学」の概念を明確にしたヴェーバー⁽¹⁾は、やがて「書齋の人」となり、かの途方もなく膨大なヴェーバー社会学の完成の道へと出立していくこととなったからである。たとえば学会において主張し続けた「価値自由」の要求は、一九一七年『ロゴス』誌に発表された「社会学ならびに経済学における『価値自由』の意味」〔草稿〕は一九一三年に書かれている）の中で、はっきりと定式化された。また、第一回大会の「事業報告」の中で提示された近代人に関するヴェーバーの問題意識は、いうまでもなく近代ヨーロッパ人として生き抜こうという彼の実践意識のあらわれであった。そしてこうした近代市民としての自己の地位を「世界史的連関」においてとらえようという彼の意図は、やがて、『経済と社会』や『宗教社会学論集』（これらの主要部分も一九一三年に書かれている）の中で展開され、完成されていったのである。

かくて、ヴェーバーの頭脳の中に長い間蓄積されていたものは、この「挫折」を契機として、堰を切った奔流の如き勢いではき出されていったのである。——とするならば、この社会学会に対する挫折こそは、ヴェーバーの学問に一大転機をもたらした貴重な「転轍手」であった。⁽³⁾しかしながら、ひるがえって、「ドイツ社会学会」の発展の歴史を鳥瞰するとき、このヴェーバーの挫折こそは、まさにこれこそが、指導者なき「ドイツ社会学会」のさすらいの旅への旅立ちにはかならなかったのである。

(1) ウィンケルマンは、ヴェーバーが「社会学」(Soziologie)という言葉をはっきりと取り入れたのは、おそらく一九〇九年の社会学会設立の頃からであろう」と推定してゐる (J. Winckelmann, *Legitimität und Legalität in Max Webers Herrschaftssoziologie*, 1952, S.16)。

(2) 一九二三年は、彼が学問的にもっとも充実した時期であるが (vgl. E. Baumgarten, *Einladung zu Max Weber*, 1956, S. XXII)、ヴェーバーの学問的創造力の周期性を精神病理学の立場から分析し、ヴェーバーが典型的な躁うつ病であったことを指摘したユニークな研究がある (伊東高麗夫「マックス・ヴェーバーと人生の謎」『日本医事新報』、昭和四一年九月号)。この中で紹介してあるミュンヘン大学の精神病理学者クルト・コツレ教授のヴェーバーの「病蹟」についての見解は、きわめて示唆に富む興味ぶかいものである。ここに引用しておきたい。

「躁うつ病のような循環病は、精神薄弱や、テンカンや、分裂性とは全く異なっており、その人の装っているもの、気質的なもの、その人の魅力となつている真面目さ、あるいは快活さを、一気呵成に落葉させて(取り除き、むき出しにして)しまいますが、樹木の幹と根(人格の核心)は決しておかしません。否、むしろ、しばしば病相期(ファーズ)を切り抜けたあとには、とくに豊かな開花によつて、その人の人格的な輝きをみせることがあります。近代世界の最も重要な人物の一人であつたマックス・ヴェーバー(彼は最後にはわがミュンヘン大学の社会学の教授でした)が、この自然の不思議なドラマをわれわれに演じてみせてくれました。彼の人生の伴侶マリアネ・ヴェーバーが、夫の伝記の中で、そのことを眼前に見るが如く描写しております。」

ここに指摘してある豊かな開花期が一九〇四—一四年であり、その最高の高まりが「書齋の人」となつた一九一三年であつたとみることができよう。

(3) 晩年、ヴェーバーは自らの社会学の立場を次のように規定する。「社会学は、ひとりのあるいは幾人かの、あるいは多くの『個人』の行為からのみ出発することができる。それゆゑに、その方法においては厳密に『個人主義的に』遂行されるものである」(vgl. W. J. Mommsen, *Max Weber, Gesellschaft, Politik und Geschichte*, 1974, S.356)。これまで論述した「社会学会」をめぐる一連の動きは、ヴェーバーにとつて、この「方法論的個人主義」に立脚した「理解社会学」の確立のための貴重な転機であつた、と思われる。

(4) なお翌年(一九二三年)、シンメルもまた意見の相違を理由に理事を辞任してゐる (vgl. Leopold v. Wiese, *Die Deutsche Gesellschaft für Soziologie (1909 bis 1956)*, in: *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, 1959, Hef. 1, S.13)。ところで、大戦後再建された一九二二年の第三回社会学会大会において提示された定款(暫定的ではあるが)は、次の如

くであった。「第一条、ドイツ社会学会は、学者より成る」、「第二条、会員数は、二〇人に制限する」（傍点はいずれも引用者、Verhandlungen, Bd. III S. 55）。これを第一回大会の定款と二重写しにするとき、われわれはヴェーバーの苦悩と挫折をはつきりと看取できるのであらう。かくて、ヴェーバーの意図はまったく生かされることなく、「ドイツ社会学会」は逆の道を歩き始める。――

社会学会勧誘状

ハイデルベルヒ 一九〇九年六月

謹啓

ベルリンにおいて設立された「ドイツ社会学会」への案内状を同封することをご寛恕いただきたい。これをお読みいただくと、学会の普遍的な目的、ならびに目下の（暫定的）理事会および委員会の構成、さらには学会の今後の主たる研究領域をもご理解いただけると思う。が、次の点を注意しておきたい。すなわち、学会の議長団の選出——おそらくベルリンに居住する現理事の中からであろうが——は、最終的には来年度の総会で行われるべきであること、さらに委員会の座長はさしあたり私が引き受けるけれども、学会の仕事の準備が一応すめばただちに辞任するつもりであること、これである。そしてさらに、近い将来学会が意図している行動について、「同封の」「案内状」の説明になお次のことをつけ加えておきたい。

学会は、その設立主旨からして、純客観的・科学的性格を有する。それゆえ、実践的、目標あるいは理想のための、学会内におけるあるいは学会の名のもとにおける、あらゆる種類の政治的、社会政策的、社会倫理的、あるいはそれ以外のなんらかの宣伝、そういうものは排除されるべきである。学会はただ事実およびその諸連関の探究に奉仕すればよい。このことを定款に明示することが好ましくないかどうか、のちほど議論されることとなろう。

学会の科学的目標は次のことを通じて助成される。

一、毎年の社会学会大会——〔開催〕場所は変わる——を通じて。この大会は、前もって委員会によって承認をうけ、あるいは必要かつ可能なばあいには、出版物（次項をみよ）を通じて準備されるテーマをめぐる秀れた専門家たちの報告と討論の場である。社会学における諸傾向は、方法的原理からすればきわめて異質であるから、おそらく来年度の学会大会は、でざるかぎり諸方法論の各おのの代表者が実際の問題に対するその分析力をば開陳しうる機会をもつ、そういう形をとることとなるらう。

二、継続的出版物を通じて。これは社会学会の議事録の速記と同様、全員に配布される。このことは、たとえば「社会政策学会」がその手本となるような仕方で行っている。この出版物にかんして、私は暫定的な方向づけとしてさらに次のことを申し述べたいが、この件について公表はさし控えていただきたい。というのも、ここで問題となる計画は、まだ委員会による議論と承認を必要とする未決のものだからである。

テーマのいかんによって、出版の準備のために、多かれ少なかれ大がかりな調査が必要となることは明らかである。そのような調査、他の統計的ないしそれ以外の準備作業、質問票の送付、専門調査員による組織的面接調査のための旅費、こういうものの費用はおそらく学会費の余剰金をたびたび上回るであろう。それゆえ、このような予想される不足分の補充処理として次のことが考えられる。すなわち、設置される委員会によってまず詳細な作業計画を練り上げ、その道の権威者による鑑定と委員会による認可ののち、予期される不足金額を明記したうえで、科学に関心ある協会、団体、および財産家に奉加帳を廻すこと、これである。

学会による調査と研究活動の対象となる実際の問題については——これも同様に公ではなく内密にだが——、まず次のようなことが考えられる。

(1) 新聞。こういう研究は、まず、その純営業上の存立条件およびすべての、新聞の内容や普及にとつて決定的なあの無数の社会的制約事情から出発して——そのさいつねに主要文化国家と比較しつつ——、当然ながら、社会生

活ならびに広義における「文化」に対する新聞の影響といった多岐にわたる問題にまで行きつかざるをえない。この調査研究のために秀れた専門家を指導者として迎える十分な見込みはある。同様に研究計画作成のための提案もある。そして、秋に開かれる委員会によって、テーマと暫定的計画が承認され、準備作業のための資金が充分であると確信が持てれば、ただちに、なによりもまずあらゆる党派の新聞の代表者にその協力を要請することとなる。

(2) 団体。すでに他の観点から取り扱われている純粹に経済的利害を追求する諸団体（労働組合、雇用主団体など）は除くが、しかしそれ以外の純社交的団体から政党までこれに含む。國際的な比較により、団体の統計的意義、機構的組織や社会学的構造の性質、会員の募集、団体によって生じた關係の種類と強さ、その關係と生活慣習および個々の住民層の文化条件との関連、そして最後には個人生活と社会的な集團形成に対する団体生活の反作用、これらの研究が可能となるであろう。研究計画のための提案は用意されている。そのさい、社交性の諸形式の社会的被制約性ならびに社会的な機能と反作用というものも問題となってくることは、申すまでもない。

(3) 技術的發展と文化の連関の本質。「この研究を」心理学の、わけてもまた技術的専門家の参加のもとで、さらに可能なばあいには実践家連盟との共同作業において。そこで、この重要な問題に効果的に着手できるように問題設定を精密にすること（こんにちほとんどつねに蔑ろにされている）が、設置されるべき委員会の最初の課題であること疑いない。

(4) 組織労働による肉体的・精神的頹廢の難問。この問題を学会がごく近い将来どの程度まで明らかにすることができるか、これはむろん、ひとえに、この領域ではひとり資格を有する医学の、とくに神経学および精神病学の權威者が、彼らにその有機的加工が目的にかなっていると思われる問題設定をば、どの程度まで精密になしうるか、という点にかかっている。

当然のことながら、(それ以外のものと並んで)学会の最初の研究と出版の対象と考えられるこれらのテーマに着手しうるか否かは、適切な指導者の獲得および資金の調達如何による。

三、秀れた学者の総括的、科学的研究(とくに社会統計および道德統計など)に対する援助の確約——学会財政の充分な裏づけののちはじめて問題となる——は、計画の中にあるかどうか。

四、講演、や公開講座の開催が学会の計画の中にあるかどうか。

しかしことの性質上、学会の課題のこの側面からの配慮はそれを行う地区部会オルソセツしだいである。地区部会そのような活動は、当然、類似の目標を有する「社会科学」的、あるいはその他の何であれ自らそう称する団体がすでに存在するところでは、学会はある程度までそれらと「競争する」気など全くないであろうから、かならず多くの困難に遭遇するであろう。にもかかわらず、そのような場合でさえ、たとえ形式的にしろ、地区部会を形成すること——むしろそれ自体はなんら強制されるものではない——は、望ましいことである。なぜなら、定款一四条は、会員一〇人以上の地区部会は委員会に代表を送る権利を有する、と規定しているからである。地区部会は代表会員の派遣を通じて学問上・事務上の学会運営に口をはさみうる。そのことによって、たとえば、止むをえずベルリンに限定される理事による中央集権を防ぐことができ、なによりも、地区部会が時宜にかなうとみる企画の提案も可能となる。そのほか次のことは言うまでもない。すなわち、社会学上の諸問題への関心を促がす地区部会内部での独立の研究は、それぞれ、いかなるものであれ非常に望ましいこと、そしてこのことについて地区部会は、ただ、学会内に実践的な——実質的であれ理念的であれ——、いかなる種類の党派性をも持ち込まないということが前提とされれば、まったく自由であること、これである。

もし諸兄が、私の期待どおり学会の目的追求に関心を寄せているにもかかわらず、まだ会員でない場合には、どうか同封の用紙を利用のうへ、参加をお申し込み願いたい。私は他のいろいろな情報を提供するのにやぶさかでないし、

また理事会および委員会に伝える現実的な発議と提案があればお聞かせいただきたく、お願いする。

頓首

署名 マックス・ヴェーバー